

平成30年度社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会 事業計画

少子高齢化に伴う人口減少、世帯の核家族化・単身化の進行、地域社会の脆弱化、社会的孤立や虐待、権利擁護、経済的困窮、貧困の連鎖など様々な課題がある中、誰もが支え合う共生社会の実現に向けた「全世代・全対象型地域包括支援体制」と称される「新しい地域包括支援体制」の構築が求められています。これは、複合化・困難化した課題に対する公的支援や多職種連携の強化と、地域に暮らす人たちが「支え手」「受け手」といった関係を超えて、誰もが役割を持ち、共に支え合いながら、課題解決に向けて自分らしく活躍できる「地域共生社会の実現」を目指すもので、その中心的な機関の一つとして社会福祉協議会に大きな期待が寄せられています。

厚生労働省では、この「地域共生社会の実現」に向けた改革の骨格として、①「地域課題の解決力の強化」、②「地域丸ごとのつながりの強化」、③「地域を基盤とする包括的支援の強化」、④「専門人材の強化・最大活用」の4つの柱を掲げています。これらの動きに対応し、社会福祉協議会の総合的・横断的な事業展開を図るため、全国社会福祉協議会では「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」を強化方針の柱とした「第2次アクションプラン」を平成29年5月にとりまとめました。

また、社会福祉法が改正され、社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できないさまざまな福祉ニーズを充足することによって地域社会に貢献する役割が明記されるなど、より一層の社会貢献活動が求められることとなりました。

本会では、平成25年3月に「ふじみ野市地域福祉活動計画（5か年計画）」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできましたが、本市でも全国的な傾向と同様、複雑で多様化・深刻化した福祉課題・生活課題等が山積し、ますます地域における支え合い・助け合いの重要性が増しています。そのため第1期計画で取り組んできた事業の成果・課題等を踏まえ、さらなる地域福祉活動の強化・発展を図るため、平成30年3月に「第2期ふじみ野市地域福祉活動計画（6か年計画）」を策定いたしました。この計画では、重点的に取り組む事業として、「支部活動の推進と強化」と「社会福祉法人等との連携強化による民間福祉活動の推進」として、2つの重点項目を掲げています。これは、身近な地域で支え合う小地域福祉活動の基盤組織である社協支部の機能強化を図るとともに、市内社会福祉法人等の福祉事業所と連携を強化し、その専門性等を地域福祉活動に活かすことで、ふじみ野市の地域福祉をさらに推進・強化することを目的としています。

また、従来から取り組んできた、ボランティアセンターの機能強化、福祉教育の推進、住民参加型在宅福祉サービス、相談体制の充実、権利擁護の推進、質の高い介護保険事業の経営、生活支援体制整備事業の受託運営等に加え、新たに地域包括支援センターや生活困窮者自立支援事業を受託運営することで、全世代を対象とした支援体制の整備・拡充に取り組んで参ります。

1. 会務の運営

本会の適切な運営を図るため、次のとおり実施する

- 1) 理事会・監査会・評議員会・三役会の開催
- 2) 各種委員会の開催
- 3) 諸規程の改廃
- 4) 財務・人事管理
- 5) 事業計画及び予算、事業報告及び決算
- 6) 組織管理
- 7) 自主財源の確保
- 8) 本部・支所間の調整
- 9) 組織・財務のあり方検討

2. 諸活動の推進

1) 広報活動

社協だより・ホームページ等を活用し、広報啓発活動に努めます。

- ・機関紙「社協だより」の発行
- ・ホームページによる広報活動
- ・社協のしおり、各種リーフレット等の作成

2) 研修活動

社協役職員などの研修を行い組織の活性化に努めます。

- ・役職員等研修の実施

3) 支部活動の育成援助

地域の実状に即したきめ細かな福祉活動を促進するため、支部活動、市民活動の育成を図ります。

- ・支部長会等の開催
- ・支部活動推進委員会の開催
- ・新たな支部の設置に向けた取り組み
- ・支部活動への助成、支援
- ・支部だよりの発行支援
- ・支部長交流研修会の実施
- ・福祉委員研修会の実施
- ・「支部活動べんり帳」の改訂と活用
- ・見守り活動、助け合い活動の推進
- ・「見守り活動推進マニュアル」の活用
- ・ふれあい・いきいきサロン事業、世代間交流事業の推進
- ・一人ぐらし高齢者の会支援、活動の推進
- ・車椅子貸出事業の実施
- ・新入学児童お祝い事業の実施
- ・災害時の援助
- ・住民自治組織（町会、自治会、町内会）、集合住宅の管理組合等との連携強化
- ・地域の各種団体との連携強化
- ・民生委員・児童委員協議会との連携強化
- ・日赤会員増強運動への協力

- ・その他、市民団体主催事業への参加・後援等

4) 地域福祉活動推進事業

第2期地域福祉活動計画に沿って地域福祉を推進するとともに必要な事業を行います。

- ・社会福祉法人等ネットワーク事業【新規】
- ・社会福祉法人研修会の実施
- ・全支部へ現状及び課題把握のためのアンケート調査の実施【新規】
- ・地域における拠点づくりに向けた検討
- ・身近な相談機能の強化
- ・ふくし総合相談室事業(心配ごと相談、在宅福祉相談、ボランティア相談、権利擁護相談)の実施
- ・多機関の協働による包括的支援体制構築事業の実施【新規】
- ・緊急時財産保全事業の実施
- ・り災世帯への見舞金支給(災害見舞金の支給)

5) 高齢者福祉対策事業

高齢者が抱える問題などについて各種の事業を実施し、高齢者福祉の向上に努めます。

- ・見守り活動助成
- ・高齢者情報誌「福寿草」の発行・配付
- ・一人ぐらし高齢者の会活動援助、助成、連絡会の実施
- ・歩行杖の支給
- ・福祉車両貸出事業の実施
- ・車椅子貸出事業の実施
- ・在宅介護者の「おしゃべりサロン」の開催
- ・ホームヘルプサービスオプション事業の実施
- ・高齢者相談窓口事業の実施
- ・高齢者あんしん台帳整備事業【新規】

6) 生活困窮者対策事業

生活困窮者自立支援事業、生活福祉資金の貸付や歳末援護事業、法外援護事業などを実施し、低所得世帯、障がい者世帯の生活の安定を図ります。

- ・生活困窮者自立支援事業の実施【新規】
- ・生活福祉資金、埼玉県障害者福祉資金貸付事業の実施
- ・歳末援護事業の実施
- ・法外援護事業の実施

7) 障害者福祉対策事業

障がい者の社会参加や外出の支援など各種事業を行い障がい者の福祉の向上を図ります。

- ・福祉車両貸出事業の実施
- ・車椅子貸出事業の実施
- ・障がい者関係団体等支援事業の実施
- ・自動車運転免許取得費補助の実施

8) 子育て支援事業

産後の家事援助や子どもの健やかな成長を願い、子育て世帯を支援する事業を実施します。

- ・住民参加型在宅福祉サービス「産後ヘルパー派遣事業」の実施
- ・ひとり親家庭交流支援事業の実施
- ・新入学児童お祝い事業の実施

9) ボランティア活動・福祉教育活動の啓発、育成、援助

地域福祉推進のため、ボランティアセンターの運営をはじめ各種事業を実施すると共に、福祉教育推進のための支援に努めます。

- ・ボランティアセンター運営委員会の開催
- ・ボランティア活動相談、需給調整、啓発活動の推進
- ・ボランティアに関する情報収集、調査
- ・社協だより及びホームページによるボランティア情報の発信
- ・ボランティアのつどいの実施
- ・初めてのボランティア体験学習事業の実施
- ・ボランティア講座の実施
- ・当事者団体及び福祉関連団体等の育成支援
- ・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの改定及び運用
- ・ハートサロンの運営
- ・ボランティアセンター備品の貸出
- ・福祉用品等リサイクル事業の実施
- ・ふじみ野市ボランティア連絡協議会への援助、連携
- ・ふじみ野市市民活動支援センターとの連携
- ・文京学院大学地域連携センター「B I C S」との連携
- ・その他関係機関、団体、社会福祉法人、NPO法人等との連携
- ・福祉教育推進校等への助成（市内13小学校・市内6中学校・市内1県立高等学校）
- ・福祉教育推進事業の実施
- ・福祉教育推進校連絡会議の開催
- ・「福祉教育推進マニュアル」の活用
- ・福祉の心を育む交流事業の実施

10) 権利擁護事業の推進

法人後見事業や福祉サービス利用援助事業の実施により権利擁護の推進に努めます。

- ・法人後見事業の実施
- ・福祉サービス利用援助事業の実施
- ・市民後見人養成（受講修了者フォローアップ）講座の実施

11) 介護保険事業の経営

介護保険法に基づく指定訪問介護事業、指定通所介護事業、居宅介護支援事業及び地域包括支援センター運営事業を実施し、要介護高齢者の福祉の向上に努めます。

- ・訪問介護事業（ホームヘルプサービス）の実施
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービスA）の実施
- ・通所介護事業（デイサービス）の実施
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（通所型相当サービス）の実施
- ・居宅介護支援事業の実施
- ・地域包括支援センター運営事業の実施【新規】

- ・地域包括支援センターが行なう介護予防支援事業の実施【新規】
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防ケアマネジメント事業）の実施【新規】

12) 障害福祉サービス事業（障害者総合支援法）の経営

障害者総合支援法に基づき障がい児・者が自立した日常生活や社会生活を営む事が出来るよう、身体介助、家事援助、移動介護などの支援を行います。

- ・障害福祉サービス事業（居宅介護等事業）の実施
- ・地域生活支援事業（移動支援事業）の実施

13) 市民参加による在宅福祉活動

住民同士の助け合い活動の促進を図るとともに在宅福祉を支援する各種事業を行います。

- ・住民参加型在宅福祉サービス「ふれあいサービス事業」の実施
- ・住民参加型在宅福祉サービス「産後ヘルパー派遣事業」の実施

14) 地域支援事業の実施

ふじみ野市との委託契約により、介護保険法に基づく地域支援事業として、高齢者が地域貢献することを支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するための事業や生活支援サービスの充実に向け、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを推進するための事業を行います。

- ・介護支援ボランティア事業の実施
- ・生活支援体制整備事業の実施

15) 各種福祉事業の推進

在宅福祉活動の充実や地域福祉活動の促進を図るため、各種基金への積立、全国社会福祉大会・埼玉県社会福祉大会の受賞対象者の推薦や大会参加の促進及び共同募金運動を推進し、地域福祉の向上を図ります。

- ・各種基金への積立
- ・福祉大会の参加
- ・共同募金運動の推進

【介護保険事業・障害福祉サービス事業・自主事業】

【方針】

- 1) 利用者の尊厳を守り、主体性を尊重しながら、良質かつ適切なサービスを提供します。
- 2) 権利擁護の観点から、個人情報の取扱いに留意し、保護に努めます。
- 3) 利用者の立場に立って苦情解決体制の充実を図ります。
- 4) 職員の知識と技術の向上に努め、利用者のニーズを把握し、信頼される事業所づくりに努めます。

1. ヘルパーステーション〔介護保険事業・障害福祉サービス事業・ホームヘルプサービスオプション事業（自主事業）〕

ケアマネジャー・関係市町村及び保健・医療・福祉関係機関等との連携に努め、職員ひとりひとりが社協ヘルパーとしての自覚を持ち、自立に向けての生活を支え、質の高いサービスを提供できるよう2か月に一回、事例検討会・研修会を実施し、ヘルパーの質の向上に努めます。また、介護予防・日常生活支援総合事業については、訪問型サービスAを提供し利用者が在宅で自立した生活を営むことができるよう支援してまいります。

【主な事業内容】

- 1) 訪問介護計画等に基づき自立支援に向けたサービスの提供
- 2) 利用者のニーズを把握し、個々の生活を尊重しながら住み慣れた地域で快適な暮らしが維持できるための支援・援助
- 3) 利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに自立の可能性を引き出す支援
- 4) 訪問介護の専門性等に配慮し利用者の自立支援、社会参加、生活の質の向上等に資するための介護保険外サービスの提供

2. 中丸デイサービスセンター（介護保険事業）

利用者の尊厳を守り、主体性を尊重しながら良質かつ適切なサービスが提供出来るようケアマネジャー・医療・福祉関係者との連携に努めます。また毎月の勉強会や定期的な研修会を実施し、職員のサービスの質の向上に努めます。また、介護予防・日常生活支援総合事業については、通所型相当サービスを提供し、利用者が在宅で自立した生活を営むことができるよう支援してまいります。

【主な事業内容】

- 1) 通所介護計画等に基づき自立支援に向けたサービスの提供
- 2) 異常の早期発見など利用者の健康管理の徹底
- 3) 入浴サービス・食事の提供
- 4) 自立支援の観点から残存機能の維持・向上を目指した訓練や選択制レクリエーションの提供
- 5) 口腔ケア、筋力維持トレーニング、認知症予防訓練等の介護予防サービスの提供
- 6) 各部位の機能低下を防ぎ、脳の活性化を図る創作活動の実施
- 7) 伝統行事や季節の行事を積極的に実施し、社会参加や自然に触れる外出など生活感や季節感を身近に感じられるサービスの提供
- 8) 各種ボランティア及び実習生の受け入れ

9) サービスの質の向上を目的とした職員研修の実施

3. 指定居宅介護支援事業所（介護保険事業）

事業の実施にあたっては関係市町村、保健・医療・福祉関係機関等と連携を図りながら、利用者や家族の状況を充分把握しケアプラン作成の支援を行います。

「利用者本位」という介護保険法の理念に基づき、また「利用者の自立支援・生活の質の維持・向上」を目指し中立、且つ公平なサービスの提供に努めます。

また、ケアプラン作成にあたり迅速な対応ができるよう勉強会や研修会を定期的に実施しながら柔軟な対応に努めます。

【主な事業内容】

1) 利用者の状況に合ったケアプランの作成

4. 地域包括支援センターかすみがおか（介護保険事業）【新規】

ふじみ野市からの委託により、上福岡地区西部の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、相談を受け、高齢者を見守り、心身の状態に合わせた支援を行います。また、「地域包括ケア」の中核機関としての役割を担うため必要な総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント等を保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員・児童委員等の関係者と連携を図りながら事業を実施します。

【主な事業内容】

1) 地域の実態把握

地域の高齢者の心身の状態を把握して地域の問題やニーズを発見し早期対応できるようにします。

2) 総合相談業務

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなげる総合相談支援を行います。

3) 権利擁護業務

高齢者の虐待防止、消費者被害の予防対策、成年後見制度活用支援など権利擁護業務を行います。

4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者に対し、包括的かつ継続的な福祉・介護サービスが提供されるよう、地域に総合的、重層的なサービスネットワークを構築し、多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援します。

5) 介護予防マネジメント業務

介護予防事業、予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを行います。

6) 認知症施策への取り組み

認知症初期集中支援チーム等と連携を図ります。

平成30年度事業の主な概要

1. 法人全体の事業

事業名	概要
理事会等の開催	民主的な社協運営と責任ある執行体制の確立並びに多様化するニーズや社会状況にあった社協活動を展開するため、理事会・監査会・評議員会の定期的開催と内容面での充実を図る。
各種委員会の開催	事業や組織の適正かつ効果的な運営のため、必要に応じた委員会を設置する。また、社協が実施する福祉サービスの透明性を図り利用者の権利を擁護するため第三者委員を設置する。
財務・人事・組織管理	法人財産の適正な管理を行う。 組織運営の効率化及び組織体制の強化を図る。また、法人の危機管理マニュアルを整備し必要に応じて見直しを行う。
会員増強運動の推進	社協が地域住民と共に地域福祉の推進を図るために行う事業の財源の確保・増強を図る。
バナー広告による自主財源の拡充	ホームページバナー広告掲載企業を新たに募集することで、自主財源の拡充を図る。
広報活動	地域福祉活動の推進を図るため、社協事業等を積極的に啓発する。 1) 広報紙「社協だより」を作成し発行する。 2) 点字社協だより、朗読社協だよりを発行する。 3) 社協だより及びホームページを活用したボランティア活動等事業の紹介 4) 社協のしおりや各種事業や講座の紹介チラシ等を作成し、関係機関等の協力を得て配布を依頼する。
支部長会の開催	小地域福祉活動を推進し、支部の効率的運営と情報共有、支部間の密接な連絡調整を図るため、支部長会を開催する。
新たな支部の設置に向けた取り組み	支部未設置の自治組織に対し支部設置に向けた啓発等を行う。

<p>支部活動への助成支援</p>	<p>地域の実情に即したきめ細かな福祉活動を促進するため、支部に対する活動費の助成及び福祉委員のボランティア活動保険に加入する。</p> <p>アンケート調査や支部を訪問し支部活動の実態を把握するとともに、見守り活動やサロン事業・世代間交流事業、福祉委員の確保、自主財源の確保等について、支部と共に推進方策を個々に検討する。また、支部だよりの発行について支援する。地域の拠点を活用し支部間の情報交換及び交流を図る。</p>
<p>支部長交流研修会</p>	<p>支部長を対象に情報交換・学習の機会として研修会を実施する。</p>
<p>福祉委員研修会</p>	<p>福祉委員の情報交換・学習の機会として研修会を実施する。</p>
<p>「支部活動べんり帳」の改訂と活用</p>	<p>支部の活動内容紹介や活動に役立つ情報をまとめ、各支部に配布している「支部活動べんり帳」を活用し、小地域福祉活動の活性化や福祉委員の資質の向上を図る。</p>
<p>見守り活動の推進</p>	<p>支部が実施主体となつて行う近隣住民の「見守り活動」の実施。一人ぐらし高齢者等当事者のニーズの早期把握、見守りチームの設置及び高齢者情報誌「福寿草」の配布等で安否確認を実施する。</p>
<p>「見守り活動推進マニュアル」の活用</p>	<p>見守り活動推進マニュアルを活用し、見守り活動の仕組みづくりを広げる。</p>
<p>ふれあい・いきいきサロン事業、世代間交流事業の推進</p>	<p>支部を中心に、高齢者、障がい者、子育て中の親や子どもたちが地域の中で孤立しないよう、住民が自主的、自発的に交流出来る事業を実施する。</p>
<p>一人ぐらし高齢者の会支援、活動の推進</p>	<p>当事者同士の支え合い活動や仲間作り、情報交換などを進めていくための支援を行う。</p>
<p>車椅子貸出事業</p>	<p>病気や怪我などにより一時的に車椅子を必要とする方に対し車椅子の貸出を行う。</p>
<p>新入学児童お祝い事業</p>	<p>支部を通じた新入学お祝い品の贈呈や支部主催の新入学児童お祝い会を開催することで、地域住民が連携して児童の福祉の向上や健全な育成を進めることを目的として実施する。</p>

住民自治組織（町会、自治会、町内会）、集合住宅の管理組合等との連携強化	住民自治組織（町会、自治会、町内会）との共催事業を推進するとともに広報等による情報提供等の取り組み強化により、加入促進を積極的に協働・支援することや集合住宅管理組合等に啓発を行い、地域コミュニティの増進を図る。
民生委員・児童委員協議会との連携強化	支部活動、見守り活動、共同募金配分事業や生活福祉資金の貸付事業等を通じて、民生委員・児童委員との連携を強化するとともに、ボランティア活動保険に加入する。
社会福祉法人等ネットワーク事業【新規】	高齢者、障がい者、子ども等の支援に携わる社会福祉法人等と連携・協働し、地域における福祉活動を推進するためネットワークの構築を図る。
社会福祉法人研修会の開催	市内の社会福祉法人を対象に相互の連携を図ることで地域福祉をさらに推進するため研修や交流等を実施する。
全支部へ現状及び課題把握のためにアンケート調査の実施【新規】	全支部を対象に、支部の現状や課題を把握するための基礎調査（アンケート調査）を実施する。
地域における拠点づくりに向けた検討	地域の人が気軽に集まれる場をつくり、住民同士のつながりを深め、身近な相談や課題解決を支援するなど地域福祉活動の拠点となる場の検討を進める。
身近な相談機能の強化	支部活動を通じて、地域の人が気軽に相談できる関係づくりを進め、民生委員・児童委員との連携強化を図るとともに、専門職を配置し、アウトリーチによる対応を行うなど身近な相談機能を強化する。
ふくし総合相談室事業	地域住民の様々な相談に応じ、安心して暮らしていくことができるように相談・支援を実施する。
多機関の協働による包括的支援体制構築事業の実施【新規】 ※委託事業	複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するため、地域の拠点にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、相談者本人だけでなく、世帯全体の課題を把握し、多機関・他職種との連携・協働による包括的な支援を行う。

緊急時財産保全事業	単身高齢者等の緊急入院等の際に自宅で保管することのできない書類・通帳等を一時的に預かり、保全する。
災害見舞金の支給	災害等により被害を受けたとき、り災世帯に見舞金を支給する。
高齢者情報誌「福寿草」の発行	毎月15日発行。65歳以上の一人ぐらしの高齢者や見守りが必要な世帯を対象に地域の支部の見守り活動協力者により安否確認などを目的に配付する。
歩行杖の支給	歩行が不安定になった高齢者に歩行杖を支給することで、介護予防と社会参加を支援する。
在宅介護者のおしゃべりサロンの開催	高齢者を在宅で介護されている方々が気軽に語り合い、交流できるように毎月第一木曜日にサロンを開催する。
ホームヘルプサービスオプション事業	訪問介護・介護予防訪問介護事業を利用されている方を対象に、介護保険制度に該当しない業務についての要望があった場合に、訪問介護員等の専門性や利用者との関係に配慮が必要な業務について介護保険外サービスを提供する。
高齢者相談窓口事業	要援護高齢者が自立した生活を営む上での総合相談に応じるとともに、各関係機関につなげる。
高齢者あんしん台帳整備事業【新規】 ※委託事業	75歳以上の一人ぐらし高齢者を見守り、援助することを目的として民生委員・児童委員の協力により調査を進める。
生活困窮者自立支援事業【新規】 ※委託事業	生活困窮者等について、早期に支援を行い、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者等の自立を促進することを目的として実施する。
生活福祉資金 ※県社協委託事業	埼玉県社会福祉協議会との委託契約により、各種資金の貸付を実施し、世帯の安定を図る。 1) 総合支援資金 生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費 2) 福祉資金 福祉費、緊急小口資金 3) 教育支援資金 教育支援費、就学支度費 4) 不動産担保型生活資金

	<p>不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金</p> <p>5) 特例つなぎ資金</p> <p>住居のない離職者であり公的給付、公的貸付制度の申請受理されている者でその資金の交付までの生活資金の貸し付けを行う。</p>
歳末援護事業	歳末の時期に支援を必要とする世帯に見舞金を支給する。
福祉車両貸出事業	社会参加を進めることを目的として、車椅子を使用している方に福祉車両を無料で貸出す。
障がい者関係団体等支援事業	障がいのある当事者団体及び家族会等の活動の促進を目的として、事業費の一部を助成する。
自動車運転免許取得費補助	身体障がい者の社会参加を支援するために運転免許取得費の一部を補助する。
ひとり親家庭交流支援事業	ひとり親家庭を対象に子育てに関する悩みや情報を交換する場の提供と、仲間づくりを目的として親子で楽しい体験ができる交流会を実施する。
ボランティアセンターの充実	ボランティアセンターにおいて、ニーズ把握・調査・研修等を行い、組織的なボランティアの育成や支援を進める。
ボランティアのつどい	日頃のボランティアの活動上の悩みや問題点等について話し合い、意見や情報を交換し、交流の場として開催する。
初めてのボランティア体験学習事業	夏の期間を利用して、市内の社会福祉施設・ボランティア団体の協力を得て体験学習の場を提供する。
ボランティア講座	市民のボランティア活動への理解や関心を高めるとともに、ボランティアを育成することを目的として入門講座や専門講座を開催する。
当事者団体及び福祉関連団体等の育成支援	当事者団体及び福祉関連団体等の組織化の支援や、組織化された団体の運営や活動を支援する。
災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの改訂及び運用	災害時に必要なボランティアニーズの把握や派遣が行なえるよう「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の改訂及び運用を適時実施する。

ハートサロンの運営	毎月第二第三月曜日の午後にボランティアや当事者が、古切手の整理や手芸等をしながら交流するサロンを開催する。
福祉用品等リサイクル事業	市民から提供された福祉用品等を必要とする地域住民や施設へ譲渡し、有効に活用する。
ボランティア連絡協議会への援助、連携	ボランティア連絡協議会の活動を支援するとともに連携を図る。
福祉教育推進校補助事業	市内の中学校、高等学校を福祉教育推進校に指定し「福祉教育推進校補助事業」として活動費の一部を助成する。また、市内の小学校における福祉教育を推進するため福祉教育に必要な経費の一部を助成する。
福祉教育の推進	地域住民やボランティアと協働して学校や地域における福祉教育を推進する。 福祉体験学習を通じて児童・生徒の社会福祉への関心と理解を深め、地域の関係機関と連携して福祉教育の充実を図る。 また、地域住民が自らの地域と福祉に関心を持ち、地域福祉を推進するための福祉教育を進める。
「福祉教育推進マニュアル」の活用	福祉教育推進マニュアルを活用し、小・中学校、高等学校における福祉教育を推進する。
福祉の心を育む交流事業	市内小中学校と社会福祉施設の間をつなぎ、学校と施設の寄附寄贈や交流活動を通じて、子どもたちの福祉の心を育むとともに社会福祉法人の社会貢献活動を推進する。
法人後見事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、意思決定が困難な人を支援するため、社会福祉協議会が法人として成年後見人等になることにより、当事者の法定代理人として財産管理、身上監護などの法律行為を行い、その権利を擁護することを目的として実施する。
福祉サービス利用援助事業 ※県社協委託事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方に対して福祉サービスの利用援助等を行うことにより、当事者の権利を擁護することを目的として実施する。 1) 福祉サービス利用援助 2) 日常生活上の手続援助 3) 日常的金銭管理 4) 書類預かりサービス

<p>市民後見人養成（受講修了者フォローアップ）講座の実施</p> <p>※委託事業</p>	<p>市民参加による権利擁護を推進し、成年後見制度等を必要とする人が利用しやすくなるよう、市民後見人養成講座修了者を対象に事例検討や法改正等具体的な事務手続きの研修を実施する。</p>
<p>訪問介護 介護予防・日常生活 支援総合事業</p> <p>※介護保険事業</p>	<p>要介護者の心身の特性をふまえて、能力的に応じた自立生活を営むことが出来るよう、身体介助、家事援助等の生活全般にわたる援助を行う。また、要支援者等の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに自立の可能性を引き出す支援を行う。</p>
<p>通所介護 介護予防・日常生活 支援総合事業</p> <p>※介護保険事業</p>	<p>中丸デイサービスセンターで要介護者の入浴・食事の提供や介護、健康状態の確認等、日常生活の介助及び機能回復訓練を実施する。また、要支援者等の心身機能の維持回復をはかり生活機能の維持又は向上を目指す。</p>
<p>居宅介護支援事業</p> <p>※介護保険事業</p>	<p>地域との結びつきを重視し、関係市町村その他関係機関との綿密な連携を図り、要介護者の意思及び人格を尊重して常に利用者や家族の立場に立ったサービスの提供に努める。また要介護者の心身の特性を踏まえ、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。</p>
<p>地域包括支援センター運営事業 【新規】</p> <p>※委託事業</p>	<p>介護・福祉・保健の面から総合的な相談、支援を行うため、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師などが連携し、地域で暮らす高齢者を支援する。それぞれの専門分野を越えて互いに連携をとりながら「チーム」として総合的に高齢者を支える支援を行う。</p>
<p>障害福祉サービス 事業 （障害者（児）ホームヘルプサービス）</p>	<p>障害者総合支援法に基づき障がい者（児）が有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体介助、家事援助、移動介護等、生活全般にわたる援助を行う。</p>
<p>地域生活支援事業 （移動支援事業） ※補助事業</p>	<p>障がい者等が円滑に外出することができるよう屋外での移動が困難な障がい者等について、移動のための支援を行う。</p>
<p>住民参加型在宅福祉サービス「ふれあいサービス事業」</p>	<p>市社協会員同士の助け合いによる在宅福祉サービス事業を実施し、当該世帯の支援を進めると共に、地域の福祉ニーズの発見、人材の育成、啓発、市社協への理解促進と会員増強を図る。</p>

住民参加型在宅福祉サービス「産後ヘルパー派遣事業」	産後の母親の心身の負担の軽減を図ると共に、育児環境を整えることを目的として、ふれあいサービス利用料金の補助及び市社協会員が産後の家事や育児を支援する。
介護支援ボランティア事業 ※委託事業	ふじみ野市との委託契約により、高齢者が、介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進する事業を行う。
生活支援体制整備事業 ※委託事業	ふじみ野市との委託契約により、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制及びネットワークの構築を図るとともに、基盤整備を推進する事業を行なう。
各種基金の積み立て	在宅福祉活動の充実や地域福祉活動の推進を図るため、また社協の財源の調整を図り、事業を円滑かつ効率的に行うため基金の積み立てを行う。
福祉大会	全国社会福祉大会、埼玉県社会福祉大会の受賞対象者の推薦や、大会参加の促進を図る。
共同募金運動の推進	共同募金運動（赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金）を進め、共同募金の受配計画を立てる。
地域における拠点の活用	地域に設置した拠点を支部活動等に活用し、身近な地域における福祉活動を進める。